## ● 住宅宿泊事業法(民泊新法)の施行実績が伸び悩み

日経新聞の11月11日朝刊は、住宅宿泊事業法(民泊新法)が施行された6月15日から7月31日の47日間での宿泊実績を観光庁の集計で見ると、民泊施設の延べ宿泊人数が22万人と延べ宿泊人数全体の6563万人に対し、わずか0.3%にとどまっていると報じた。これは、住宅宿泊事業法(民泊新法)に基づく施設数や稼働率が伸び悩んでいるためで、営業日数などの厳しい規制が影響しているとみられる。民泊は増える訪日外国人らの宿泊受け入れ先の一つと期待されているが、これまでのところ思ったほど利用が進んでいないことが明らかとなった。

都道府県別に宿泊延べ人数に占める民泊延べ宿泊人数のシェアが最も多かった北海道は 1.2%で、東京でのシェアは 1.1%。シェアが 1%を超えたのはこの 2 道都だけだった。法施行前は訪れた訪日客の約 2 割が民泊を利用していた京都市を例にとると、民泊施設の 800 メートル以内に管理者を駐在させたり、住居専用地域は  $1\sim3$  月の 60 日間しか営業できなかったりと、法律以上の規制が行われているため、施設の届け出が伸び悩み、コストもかかり宿泊料金を割高にせざるを得ない場合があるという。

日経新聞は民泊に詳しい大和総研の市川拓也主任研究員の「まだフル稼働していないとはいえ、あまりに少ない」、(シェアリングエコノミーの代表格と見られていただけに)「世の中全体で余った部屋を有効活用しようという流れもつぶしてしまわないか」とのコメントを紹介し、違法民泊を排除するなど周辺環境と調和しながら、民泊を利用しやすくする方策の検討も必要になりそうだと指摘している。